

会員薬局各位

下記の通り、福岡県薬剤師会より届きましたのでお知らせ致します。

なお、別添は宗像薬剤師会 HP に掲載しますので、各自ご確認ください。

R5年3月14日 一般社団法人 宗像薬剤師会

4 福薬業発第599号

令和5年3月13日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 竹野 将行

令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和4年度診療報酬改定において、地域支援体制加算の施設基準に経過措置が設けられておりました。「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていない該当保険薬局においては、辞退届を提出する必要があります。また、**要件を満たし、令和5年4月1日以降も引き続き算定する場合は、届出の必要はないとのことです。**

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。